

番号 : 151098

国名 : バングラデシュ

担当 : 産業開発・公共政策部 民間セクターグループ 第一チーム

案件名 : BITAC 機能強化プロジェクト詳細計画策定調査（生産技術）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 生産技術
- (2) 格付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年2月上旬から2016年5月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.75M/M、現地 1.0M/M、合計 1.75M/M
- (3) 業務日数 :

国内準備期間（第1次）	現地業務期間（第1次）	
5日	15日	
国内準備期間（第2次）	現地業務期間（第2次）	整理期間
5日	15日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 1月13日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>

調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>

業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html）をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等 :

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	製造業・素材産業にかかる要素技術・品質管理に係る各種業務
対象国／類似地域	バングラデシュ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

バングラデシュは、過去 10 年間に渡り、GDP 成長率平均 6%を超える高成長を維持しており、2021 年における中所得国化を国家目標としている。当該目標を実現するためには、今後平均 8% 程度の経済成長を実現する必要があるが、現在バングラデシュにおける主要エネルギー源である天然ガスが今後 15 年から 20 年の間に枯渇すると見込まれており、今後はその代替エネルギーとして石炭や LNG を大量に輸入することが予想されている。そのため現状の経済・産業構造を維持する限りにおいては、同国の経常収支は悪化し、持続的な経済成長を維持することは困難となることが予想される。上記状況を開拓するため、縫製品の輸出と出稼ぎ労働者からの送金に依存する現状の経済構造から脱却し、産業多様化を実現するとともに、輸出競争力のある産業を育成する必要がある。

バングラデシュ政府は「国家産業政策」(2010 年～2015 年)において産業多様化を担う有望産業として、皮革、IT、製薬、加工食品、船舶解体、造船業等を掲げているが、各種製造業の競争力強化のための基盤強化、及び雇用機会の確保のため、主に中小企業が担う「Light Engineering 業」(※) 等の裾野産業の育成が急務となっている。当該産業の育成においては、労働者の技能向上を含む品質・生産性向上、企業の経営管理等に関する能力強化が不可欠であるが、これまで必ずしも十分な中小企業向け支援が行われていない状況である。具体的には、品質管理に関しては、各中小企業における意識は未だ低く、かつ研修を通じた産業人材の能力向上支援や民間事業者への技術支援を担うバングラデシュ産業技術支援センター (Bangladesh Industrial Technical Assistance Center : 以下、「BITAC」) においても品質検査を行うための試験機材が整備されていない。また、各企業の経営管理に関する能力の強化に関しては、特に経営管理、マーケティング、会計、ファイナンスにかかる能力が不足しているが、これらの能力向上支援を担う中小企業財団 (SME Foundation : 以下、「SMEF」) も効果的な支援を行えていない状況である。

これらの状況を踏まえ、バングラデシュ政府は、BITAC 及び SMEF の企業支援能力の強化を図るため、それぞれを実施機関とする「BITAC 機能強化プロジェクト」及び「中小企業経営改善プロジェクト」の実施を我が国に対して要請した。

上記要請を踏まえ、本調査においては、両機関をカウンターパートとし、上記要請された両案件を統合した中小企業振興プロジェクト（以下、「本プロジェクト」）の実施を検討し、本プロジェクトの目標、活動内容、実施体制等について、カウンターパート（以下、「C/P」）機関である BITAC 及び SMEF をはじめとするバングラデシュ側関係者と確認・協議した上で、合意文書に署名することを目的として実施する。なお、本プロジェクトの検討・実施にあたっては、中小企業の将来的なビジネスパートナーとなり得る日系企業のニーズも十分に踏まえることとする。

(※) バングラデシュ政府は Light Engineering Sector の定義を明確に定めていないようであるが、Board of Investment は Light Engineering Sector について下記のとおり説明している。
「There is no specific definition of the sector; however, the generally accepted form of light engineering is an engineering enterprise that reshapes or resizes metal, steel or such raw materials into metal products. The product may be industrial machineries, spare parts, agro machineries or electronic items.」

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2016年2月上旬～2月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握する（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
- ② 担当分野及び評価5項目の関連から、現地調査で収集・確認すべき情報を整理する。
- ③ PDM（案）（英文）、PO（案）（英文）等の作成、取りまとめに協力する。
- ④ 他ドナーが実施するプロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑤ バングラデシュ中小企業支援関係機関、民間団体、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ⑥ 対処方針会議等に参加する。

(2) 第1次現地業務期間（2016年2月下旬～3月中旬）

- ① 当機構バングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
- ② 事前評価の方法について、バングラデシュ側に説明を行う。
- ③ 以下を含む関連情報・資料を収集し、現状を把握・分析し、課題の抽出を行う。
 - ア) BITACの施設・機能、実施体制（運営方針・予算・人員）、研修実績、研修カリキュラム・教材、教材、研修生募集状況、及び技術的課題（研修カリキュラム・教材の内容、講師レベル、受講者のレベル）等の確認
 - イ) BITACの保有機材及び維持管理体制、今後の機材調達・維持管理計画の確認、及び課題の抽出
 - ウ) Light Engineeringセクターの状況、Light Engineeringセクターに携わる中小企業における、生産技術・品質管理の現状と技術的課題、品質改善・生産性向上のための支援ニーズ
 - エ) 民間団体や外資企業からみた現地中小企業の技術改善や中小企業支援関係機関の機能改善に関する要望、BITACに期待する役割等
 - オ) 他ドナーの中小企業分野における支援状況
- ④ ③の分析結果を取りまとめた上で、「経営管理／評価分析」団員の調査結果や検討内容を踏まえつつ、本プロジェクトで対応する要素技術の範囲と、到達すべき技術レベルについて分析する。当該分析に基づき、本プロジェクトに必要な機材品目・数量・仕様（案）を作成する。また、調達方法（現地、本邦、第3国）及び納期を確認後、価格調査結果及び価格見積もり取り付け先リストを作成する。
- ⑤ 必要に応じ、機材維持管理費、必要となる新規付帯施設等、バングラデシュ側の負担事項について調査し取りまとめるとともに、費用を概算する。
- ⑥ ③～⑤の分析結果を踏まえ、協力デザイン（案）の作成に協力する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 本プロジェクトで取り組むべき課題、目指すべき目標・成果、その達成のためのアプローチ等
 - イ) 本プロジェクトで想定される活動、投入、実施体制（案）
 - ウ) 本プロジェクトの成果が持続性を保つための方法、仕組み等
- ⑦ ⑥を踏まえ、PDM（案）、PO（案）の修正、取りまとめに協力する。
- ⑧ 担当分野に関わる現地調査結果を当機構バングラデシュ事務所等に報告する。

(3) 第2次国内準備期間（2016年3月中旬～4月上旬）

- ① 担当分野に関する収集資料の整理・分析、収集資料リストの作成を行う。
- ② 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に関する調査結果を報告する。
- ③ 第2次現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ④ 担当分野に関する調査計画・方針案を検討する。
- ⑤ 調査対象に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ⑥ PDM（案）（和文、英文）、PO（案）（和文、英文）を含むR/D（案）の作成に協力するとともに、担当分野に関わる事業事前評価表（案）（和文）を作成する。
- ⑦ 対処方針会議等に参加する。

- (4) 第2次現地業務期間（2016年4月中旬～4月下旬）
- ① 当機構バングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
 - ② 第1次現地派遣結果を踏まえ、必要な追加調査を実施する。
 - ③ ②を踏まえ、PDM（案）、PO（案）の修正、取りまとめに協力する。
 - ④ ③を踏まえ、バングラデシュ関係者との協力デザイン等に関する協議に参加する。
 - ⑤ バングラデシュ関係者との協議で合意された内容を踏まえ、R/D（案）及びM/M（案）の取りまとめに協力する。
 - ⑥ 担当分野について、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、プロジェクトを分析する。
 - ⑦ 担当分野に関わる現地調査結果を当機構バングラデシュ事務所等に報告する。

- (5) 帰国後整理期間（2016年5月上旬～5月中旬）
- ① 帰国報告会等に出席し、担当分野に関わる調査結果を報告する。
 - ② 担当分野に関わる事業事前評価表（案）（和文）を作成し、取りまとめに協力する。
 - ③ 担当分野に関わる詳細計画策定結果（案）（和文）を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）とする。

- (1) 担当分野に関わる詳細計画策定結果（案）（和文）
- (2) 面談記録
- (3) 収集資料一式

※電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地業務期間は以下を予定しています。

<第1次>2016年2月27日～3月12日

<第2次>2016年4月16日～4月30日

当機構の調査団員は、現地業務期間のうち、それぞれ約一週間、本業務従事者とともに現地調査を行う予定です。また、他の業務従事者の現地業務期間は本業務従事者と同じです。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 生産技術（コンサルタント）
- エ) 経営管理／評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

当機構バングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳傭上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
当機構によるアレンジ
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

以下の資料をJICA産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム(03-5226-8055)にて閲覧可能とします。
・バングラデシュ人民共和国 中小企業振興に関する情報収集・確認調査

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② バングラデシュ国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、JICA バングラデシュ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。突発事項の発生あるいは機構からの安全管理上の指示によりやむを得ず行程の変更や延長が発生する場合には、隨時協議し決定する。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上